

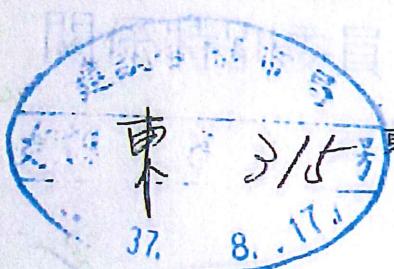
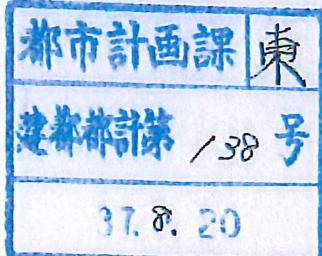
東京都



東都審収第152号

昭和37年8月16日

建設大臣 殿



東京都市計画地方審議会長

東京都知事 東 龍太郎



### 東京都市計画高速鉄道の決定及び廃止

#### について（答申）

昭和37年7月3日付建設省東都第278号で付議されましたことについて、8月13日開催の本審議会において、別紙特別委員会報告に下記希望意見を付し、原案どおり議決しましたので答申します。

記

#### 希望意見

- 1 高速鉄道の建設に当つては、関連地方鉄道との直通運転、建設経営主体等を考慮のうえ、極力広軌とすること。
- 2 8号線の線形については、事業実施までの間に、池袋副都心の育成を考慮して、更に検討を加えること。

昭和37年8月17日

都市局所管

(別紙)

議第1387号(高速鉄道)

関係特別委員会報告

議第1387号(高速鉄道)関係特別委員会報告

本特別委員会は、昭和37年7月6日開催の本審議会において調査を付託された事項につき、過去2回にわたり慎重審議をいたしました結果、さきの東京都市計画高速鉄道調査特別委員会の報告を了承し、更に、下記付帯意見を付して原案どおり決定すべきであるとの結論に達しましたので報告します。

昭和37年8月13日

議第1387号(高速鉄道)関係特別委員会

委員長 山内通造

東京都市計画地方審議会長

東龍太郎殿

記

周辺区部における既設の各地方鉄道は、踏切道改良促進法の精神にかんがみ、全面的に高架または地下構造とする必要がある。よって、本計画はとりあえず原案どおり決定するが、工事実施までに、関連する当該地方鉄道の高架化

化または地下鉄化を容易ならしめるよう、路線の直角化等を慎重に検討すべきである。

2. 8号線については、練馬区の交通事情にかんがみ、東方面への延長を検討すべきである。

3. 1号線及び6号線は、泉岳寺付近において相互乗りを考慮することが望ましいが、さらに乗換施設についても、利用者の便を図るよう設計すべきである。

4. 6号線、7号線については、国鉄京浜東北線との関連において、その延長を考慮する必要がある。

5. 高速鉄道建設並びに経営の困難性にかんがみ、目的の財源について、低利融資、利子補給等積極的に助成策を講ずべきである。

6. 高速鉄道工事の実施に当っては、他の都市鉄道との接続は勿論、環状線等の道路交通機関との接続を円滑にしめるよう設計すべきである。

東京都計画高架鉄道調査特別委員会の報告について

報 告

本特別委員会は昭和三〇年二月ノフ日開催の本審議会において調査を行託された事項につき過去二回にわた  
り慎重審議をいたしました結果 東京都における交通事情にかんがみ 次のとおり東京都計画高架鉄道を更  
更追加すべきであるとの結論に達しましたので報告します。

昭和三〇年七月 六日

東京都計画高架鉄道

調査特別委員会

委員長 飯石一吉

東京都計画地方審議会会長

東京都知事 東竜太郎 殿

ノ 高速鉄道網については別表一ノのとおり 計定5路線のうち4路線の変更 延長及びあらたに5路線の  
追加を考慮すべきである。たゞし既定線のうち 1、3、4、5号線の変更、追加ならびに5路線のう  
りもノロホ線の3路線については速かに都市計画として決定し 5号線の延長並びに2号線につ  
いて、方形、解説地、構造等について更に検討を加え 引き続ぎ開拓研究のうえ 速かに都市計画として  
追加決定すべきである。

カお 目下建設中の既定ノ号線の建設経緯にかんがみ 1号線、6号線の某番手附近における相互乗入  
れを考慮することが望ましい。

？ 國鐵、私鐵との接続方法 または相互乗入れについては首都圈整備計画、都市計画の基本方針に掲げし

りと、公共交通機関の整備について自らかに都市計画として決定して機関の運営並びに其の監督を行つて、市営バス、路線バス、構造等について更に検討を加え、また既存の路線の充実化、確かに都市計画として追加決定すべきである。

（3）地下建設中の既定の線の建設基準にいかがみ、ノ号線、6号線の某寺附近における相互乗り入れを考慮することが望ましい。

（4）地下鉄、長鉄との接続方法、または相互乗り入れについては首都圏整備計画、都市計画の基本方針に準拠して、都心の分離、副都心の育成、その他都市構造の再編成等を考慮して慎重に決定すべきである。

（5）都市高速鉄道相互の交差方式は既報別表一によるものとする。

（6）都市高速鉄道の新規建設については、ほん大な建設費を要するのみでなく、その収支もさわめて困難であることにかんがみ、その利用効率を極力たかめる必要がある。よって今後建設する路線は軌道・集電方式、乗降場の有効長等について慎重に検討すべきである。

（7）都市高速鉄道は、都市計画道路網の一つであるから、都市計画の総合的諸目的を達成するよう設計すべきである。

（8）市街地内においては、地下自動車道路、交差点の立体化、横断地下歩道など道路の立体的設置が予定されるから、これらを考慮して設計すべきである。

（9）都市の立体化にともない、電気、電話、ガス、上下水道等の供給施設の拡充のため、路面限削がいちじるしく増加しつゝあるので、都市高速鉄道の建設にあたつては、路面下の空間を利用して共同溝の同時施工を考慮すべきである。

（10）駅の設計にあたつては、横断地下歩道の目的を達成するよう考慮とはらうべきである。

（11）都市高速鉄道の建設にともない、これと重複する運転系統の路面電車は整理すべきである。

（12）都市高速鉄道は、その大半が路面下を使用する計画であるので、工事の施工にあたつては、横掘式工法など、路面の破かい、道路交通の阻害を極力減少するような工法を工夫すべきである。